

# 近年の地球温暖化対策の社会動向及び 松戸市の取組の方向性について

# 国の地球温暖化対策の動向

## ● カーボンニュートラル宣言（2020年10月）

菅内閣総理大臣は2020年10月26日の所信表明演説において、我が国が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。また、2021年4月には、地球温暖化対策推進本部において「2050年目標と統合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明した。

## ● 地球温暖化対策計画（2021年10月）

政府は、2021年10月22日に地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画を閣議決定した。計画は2016年5月13日に閣議決定された前計画を改定したものであり、2030年度に温室効果ガス46%削減（2013年度比）、さらに50%の高みにむけて挑戦するという新たな目標を踏まえ、部門ごとの削減目標や各種対策・施策を取りまとめている。

## ● 地球温暖化対策推進法の一部改正（2022年4月施行）

2021年6月2日に改正地球温暖化対策推進法が公布され、2022年4月から施行されている。主な改正点は以下の点である。

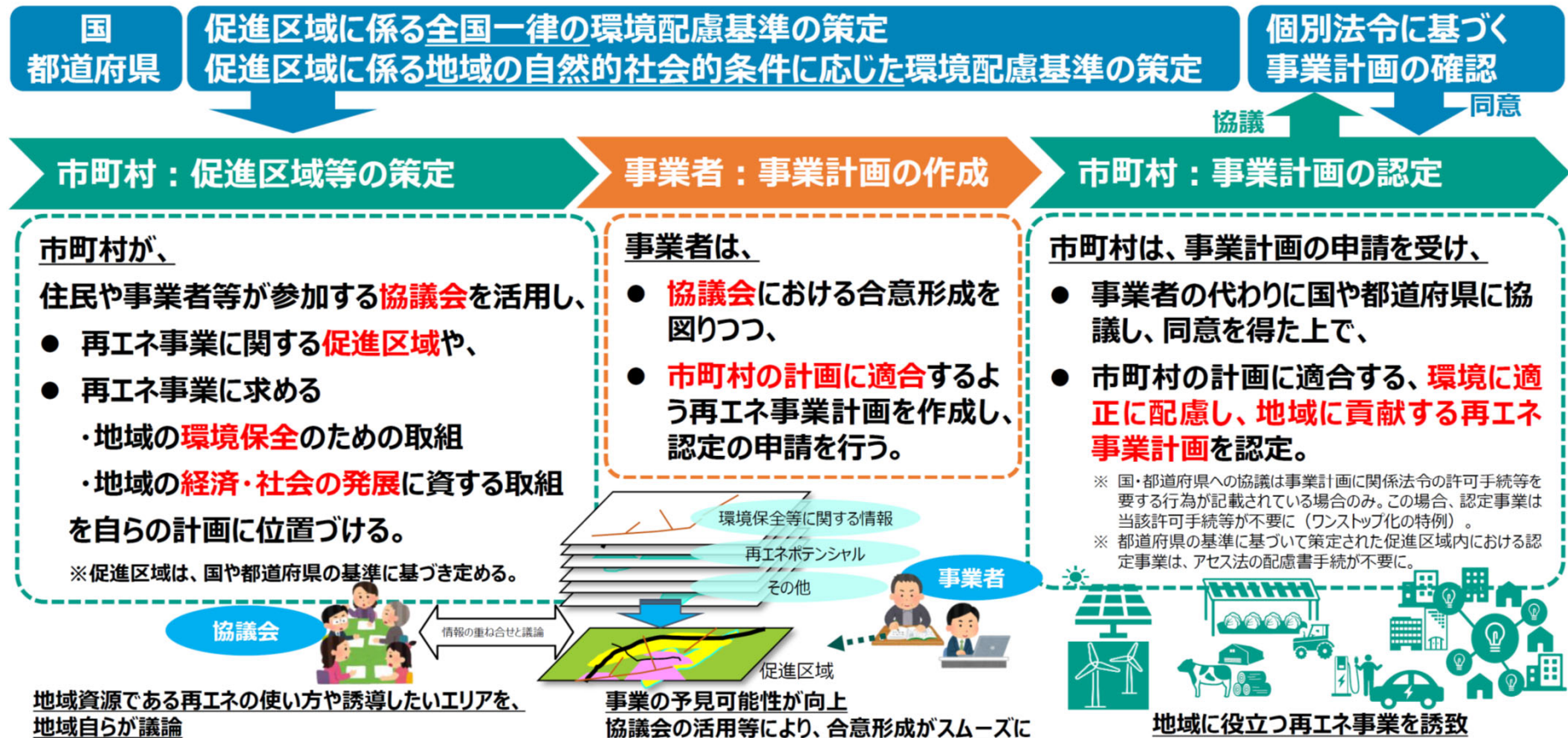
- **パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設**  
パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念として位置付けた。
- **地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設**  
地方公共団体が策定する地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域（詳細は次ページ）や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされた。また、市町村から認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の**手続ワンストップ化等の特例を受けられることとなった。**
- **脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等**  
企業の排出量に係る算定報告公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとされた。

# 国の地球温暖化対策の動向

## ● 促進区域における地域脱炭素化促進事業

地球温暖化対策推進法の改正により、市町村が再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行された。市町村が促進区域を設定し、当該区域内において事業者による事業計画を認定すると、許可手続等のワンストップ化の特例や環境アセス手続の一部省略等が適用される。令和5年4月時点で神奈川県小田原市、埼玉県入間市、神奈川県厚木市等の9市町村が促進区域を設定している。

### 制度全体のイメージ



# 国の地球温暖化対策の動向

## ● 国・地方脱炭素実現会議

2020年12月～2021年6月にかけて、国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論の取りまとめを行うため、「国・地方脱炭素実現会議」が3回にわたって開催された。

当該会議により、2021年6月に「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられた。



国・地域脱炭素実現会議  
出典：首相官邸ホームページ

## 【地域脱炭素ロードマップの対策・施策の全体像】

2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、今後の5年間を集中期間として、政策を総動員して、地域脱炭素の取組を加速する。

### 取組1) 脱炭素先行地域をつくる

地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行する。

### 取組2) 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策について、地方自治体・地域企業・市民など地域の関係者が主体となって、国も積極的に支援しながら、各地の創意工夫を横展開し、脱炭素先行地域を含めて、全国津々浦々で実施する。

### 3つの基盤的施策と個別分野別の対策・施策

上記の取組を後押しするため、個々の分野を横断する基盤的施策として、地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築（地域と国が一体で取り組む地域の脱炭素イノベーション）、デジタル×グリーンによるライフスタイルイノベーション、社会全体を脱炭素に向けるルールのイノベーションに重点的に取り組む。あわせて、地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策にも着実に取り組む。

# 国の地球温暖化対策の動向

## 【地域脱炭素ロードマップの具体的目標（抜粋）】

### ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

- ・ 政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す。

### ②地域共生・地域裨益型再エネの立地

- ・ 地元企業による設備工事の施工、収益の地域への還流
- ・ 災害時の避難所等への優先的な電力供給

### ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導

- ・ 2030年までに新築建築物の平均でZEBが実現していることを目指し、公共施設等は率先してZEBを実現していることを目指す。
- ・ 公共部門の再エネ電気調達が実質的に標準化されていることを目指す。

### ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

- ・ 2030年までに新築住宅の平均でZEHが実現していることを目指す。

### ⑤ゼロカーボン・ドライブ

- ・ 2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを旨す。
- ・ EV/PHEV/FCVを全国どこでも安心して利用できるインフラが整備されている。また、充電インフラの電力及び水素ステーションの水素は概ね再エネ等由来となっている。

### ⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行

- ・ 市民・事業者と連携した環境配慮設計製品の利用やワンウェイ・プラスチックのリデュース、市町村、製造・販売事業者、排出事業者によるプラスチック資源の回収・リサイクルが一体的に進んでいることを目指す。
- ・ 食品ロス量が、2030年度までに2000年度比で半減するとともに、発生する食品廃棄物については食品循環資源としてリサイクルが進み、食品廃棄ゼロとなるエリアが創出されることを目指す。

### ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり

- ・ 2024年度末までに「立地適正化計画」（都市再生特別措置法）を作成した市町村数600市町村、「地域公共交通計画」（地域公共交通活性化再生法）の策定件数1,200件を目指す。
- ・ 2025年までに「滞在快適性等向上区域」（多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市町村が都市再生整備計画に位置付けるもの）を設定した市町村数100市町村を目指す。
- ・ スマートシティに関し、2025年度までに技術の実装した自治体・地域団体数100団体を目指す。

### ⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

- ・ 農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化、農山漁村への再エネ導入、2040年までの農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立
- ・ 2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減
- ・ 2040年までに次世代有機農業に関する技術を確立し、2050年までに耕地面積に占める有機農業（国際的に行われている有機農業）の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大

# 国の地球温暖化対策の動向

## ● 建築物省エネ法の改正（2022年6月）

2022年6月に公布された改正建築物省エネ法では、建築士の性能向上努力義務や説明努力義務、住宅トップランナー制度の拡充等のほか、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が創設された。

本制度は、太陽光パネル等の再エネ設備の設置の促進を図ることが必要である区域について、市町村が促進計画を作成することができるようになるもので、行政区域全体、または一定の街区等を設定することができる。促進区域に設定された区域では、建築物の建ぺい率制限や高さ制限の規制の特例許可が認められる。

### <促進区域において認められる例>



太陽光パネルの設置により  
高さ制限を超える場合でも、  
促進区域の趣旨に鑑みて、  
建築物本体の影から影を  
増やさないことや  
敷地外に影を落とさないこと等を  
確認した上で特定行政庁が許可。

出典：国土交通省ホームページ

# 他の地方公共団体の取組

## ● 再生可能エネルギーの導入に関する条例

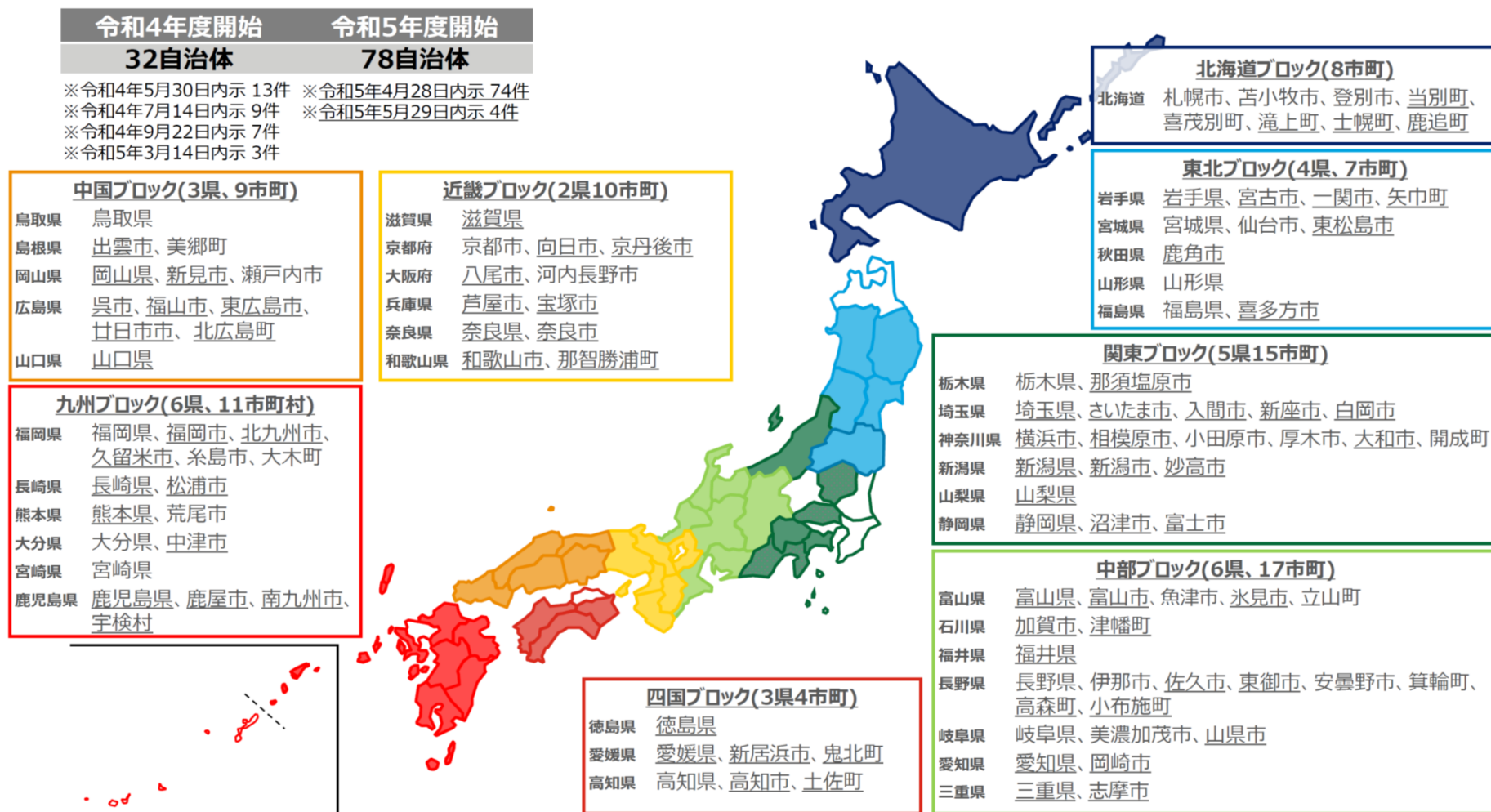
他の地方公共団体では、再生可能エネルギーの導入を促進するための条例を制定している例がある。

自治体名	条例等名称	公布、施行日	再エネ導入促進の内容	義務をかける対象	対象とする再エネ設備
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	令和4年12月22日公布 令和7年4月1日施行	①大規模建物（ビル、マンション）（延床面積2,000㎡以上）の新築時に再エネ設備の設置を義務付け ②中小規模建物（延床面積2,000㎡未満）の新築時に再エネ設備の設置を義務付け（事業者単位での義務付け）	①特定建築主 ②ハウスメーカー等の事業者（年間延べ2万㎡以上の建物（住宅・ビル）を建築する大手事業者（50社程度）	太陽光、風力、バイオマスを熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）
川崎市	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例	令和5年3月30日公布 令和7年4月1日施行 （③は令和6年4月1日施行）	①延べ床面積2,000㎡以上の建築物（特定建築物）の新築・増築時に太陽光発電設備等の設置を義務付け ②延床面積2,000㎡未満の建築物（中小規模建築物）の新築時に太陽光発電設備の設置を義務付け ③建築主への太陽光発電設備の設置に関する説明を義務付け	①建築主 ②市内に年間一定量以上建築・供給する建築事業者（特定建築事業者） ③建築士	①太陽光、太陽熱、バイオマス、風力、地中熱など ②太陽光。代替措置検討中
京都府 京都市	・京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例 ・京都市地球温暖化対策条例	<京都府> 令和2年12月23日公布 令和4年4月1日施行 （③は令和3年4月1日施行） <京都市> 令和2年12月18日公布 令和4年4月1日施行 （③は令和3年4月1日施行）	①特定建築物（延床面積2,000㎡以上）の新築・増築時に再エネ設備の導入を義務付け ②準特定建築物（延べ床面積300㎡以上～2,000㎡未満）の新築・増築時に再エネ設備の導入を義務付け ③10㎡以上の建築物の設計時に再エネ設備の導入に関する説明を義務付け	①特定建築主 ②準特定建築主 ③建築士	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス
福島県 大熊町	大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例	令和3年9月16日公布 令和4年4月1日施行	非住宅部分の床面積300㎡以上の建築物の新築、増築又は改築時に再エネ設備の設置を義務付け	特定建築主	太陽光、太陽熱、地中熱、その他再生可能エネルギー
群馬県	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例	令和4年3月15日公布 令和5年4月1日施行 （②は令和4年10月1日施行）	①床面積2,000㎡以上の建築物（特定建築物）の新築、増築又は改築時に再エネ設備の設置を義務付け ②特定建築物の設計時に再エネ設備の導入に関する説明を義務付け	①特定建築主 ②特定建築物の設計者	太陽光、風力、水力及び地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱並びにバイオマス

# 他の地方公共団体の取組

## ● 重点対策加速化事業の実施

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」では、地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、全国津々浦々で取り組むことが望ましい「重点対策」を複合的に組み合わせた複数年にわたる意欲的な計画を加速的に実施する取組に対して支援を行っている。他の地方公共団体では、この重点対策加速化事業を活用して、脱炭素の取組を行っている事例がある（令和5年5月末現在、重点対策加速化事業として110自治体を選定（29県、81市町村））。





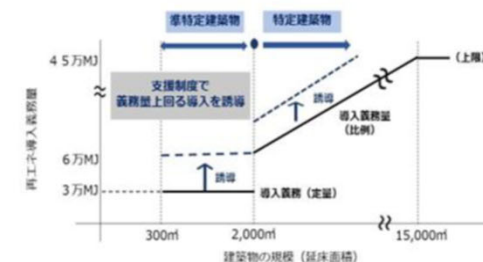
# 他の地方公共団体の取組

## 京都市：京都市地球温暖化対策条例・実行計画に基づくプラスアクション



### 事業計画の特徴

- 内陸都市や盆地地形という特徴を踏まえ、**条例独自の再エネ導入義務制度**と併せて、**太陽光発電設備の最大導入を誘導**する(右図参照)
- **市域面積の4分の3を占める森林**の循環利用を促進する観点から、**木質バイオマス発電の利用を活性化**し、災害時等には近隣地域へ優先的に電力供給する
- 条例独自の**中規模事業者エネルギー消費量等報告書制度**を活用し、省エネ行動の最大実施を誘導する



### 事業計画の概要

取組	規模
京都市地球温暖化対策条例に基づく義務量を超える太陽光発電設備導入に対する補助事業 (民間向け間接補助事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 685カ所</li> <li>• 5,310kW</li> </ul>
上記に伴う蓄電池の同時設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 67カ所</li> </ul>
市有施設への太陽光発電設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3カ所</li> <li>• 134kW</li> </ul>
バイオマス発電設備導入に対する補助事業 (民間向け間接補助事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2カ所</li> <li>• 100kW</li> </ul>
京都市地球温暖化対策条例に基づく中規模事業者エネルギー消費量等報告制度を踏まえた 高効率機器導入に対する補助事業 (民間向け間接補助事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 40カ所</li> </ul>
市有施設への高効率空調機器等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 15カ所</li> </ul>

### 事業計画の効果・費用

再エネ導入	CO2削減	総事業費	交付金額	計画期間
5,544kW	71,095 t-CO2	46億円	15億円	令和4年度 ～ 令和8年度

### 取組のイメージ



# 他の地方公共団体の取組

## 神奈川県厚木市：カーボンニュートラルあつぎ実現計画



### 事業計画の特徴

- **公共施設への太陽光発電設備・蓄電池導入**を行い、災害レジリエンス強化を早期に達成するために、**短期間に整備することができるPPAを活用**するとともに、**省エネを図るためにLED化**を行う
- 公共施設への太陽光発電設備・蓄電池導入効果を積極的に情報発信し、かつ、市民への**太陽光発電設備・蓄電池導入補助**を行うことにより、導入促進を図る
- 厚木市カーボンニュートラル推進ネットワークや厚木市カーボンニュートラルプラットフォームを活用し、**市内企業等の意見を取り入れながら同時に情報提供を行うことで、企業の脱炭素経営の意識を高める**ことにも努める

### 事業計画の概要

取組	規模
小中学校への自家消費型太陽光発電設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 28件</li> <li>• 1,934kW</li> </ul>
小中学校への蓄電池の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 28件</li> <li>• 1,590kWh</li> </ul>
公民館等への自家消費型太陽光発電設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 52件</li> <li>• 634kW</li> </ul>
公民館等への蓄電池の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 52件</li> <li>• 510kWh</li> </ul>
太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 400件</li> <li>• 2,000kW</li> </ul>
蓄電池の個人向け間接補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 160件</li> <li>• 1,120kWh</li> </ul>
道路補修事務所への調光型LEDの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1件</li> </ul>
小中学校へのLEDの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 34件</li> </ul>
公民館等へのLEDの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 52件</li> </ul>
行政系施設へのLEDの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 23件</li> </ul>
ZEHの個人向け間接補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 36件</li> </ul>

### 事業計画の効果・費用

再エネ導入	CO2削減	総事業費	交付金額	計画期間
4,568kW	3,947 t-CO2	28億円	15億円	令和4年度 ～ 令和8年度

### 取組のイメージ



# 他の地方公共団体の取組

## ● 環境配慮契約（グリーン契約）に関する取組

川崎市では、温室効果ガス等の削減を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献することを目的として、「令和5年度川崎市環境配慮契約推進方針」を定めている。

### 【川崎市環境配慮契約推進方針】

#### (1) 方針の対象範囲

市役所の全組織を対象としています。

#### (2) 環境配慮契約の推進に関する基本的考え方（全般事項）

市が行うすべての契約に基づく事業等からの温室効果ガス等の排出削減を図るため、契約段階で次による環境配慮を行います。

- 広範な分野で環境配慮契約を実施し、温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう契約内容を確保します。
- 事業者の環境マネジメントシステム等の取組を入札手続の評価項目の一つとして考慮するよう努めます。
- 調達時の要求性能等の明確化、情報公開の実施、他の行政目的との調和を図ります。

#### (3) 重点的に配慮すべき契約の種類と基本的考え方

- 電気の供給を受ける契約（平成20年10月実施要綱策定済）

電気事業者の環境負荷低減に関する取組を評価し、評価結果を入札参加資格に反映します。

- 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

当面の間、車種選定時に燃費等を考慮することで、ハイブリッド車等の導入を検討します。

総合評価一般競争入札の導入に向けた継続的な検討を行います。

- 省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

他のエネルギー改修事業等の契約手法の継続的な検討を行います。

当面の間、プロポーザル方式によりESCO事業者の選定を行います。

- 建築物に関する契約

設計に係る契約時に環境保全性能を確保します。

環境配慮型プロポーザル方式の導入を行います。

維持管理を委託する場合には、省エネ・省CO<sub>2</sub>化等に係る環境配慮を求めます。

# 他の地方公共団体の取組

## ● 市民や団体への補助金

他の地方公共団体では、市民や団体等による脱炭素の活動を支援するため、補助金の交付を行っている事例がある。

自治体名	制度名称	補助対象者	補助対象事業	補助金額
兵庫県 神戸市	KOBEゼロカーボン支援補助金	市内で脱炭素に資する活動を実施する者（個人、法人、団体など）	市内で行われる脱炭素に資する事業(※)で、かつ地域と連携した事業 ※国の策定した「地球温暖化対策計画」に示されているもの	○チャレンジ枠 定額：補助金上限額500万円／年 ○一般枠 定額：補助金上限額100万円／年
静岡県 沼津市	市民環境活動支援事業	市内に活動の拠点又は連絡先があり、市内で活動する3人以上の非営利団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素社会の実現に寄与する活動</li> <li>循環型社会の実現に寄与する活動</li> <li>自然共生社会の実現に寄与する活動</li> </ul> 上記3つにかかげる社会を構築するために実施する環境教育活動	活動に対し10万円を限度とする補助金の交付
佐賀県 唐津市	カーボンニュートラルチャレンジから補助金	市民団体、NPO法人、ボランティア団体又は市長が認める団体	地球温暖化の防止と脱炭素社会の実現に寄与する先進的な事業活動で、次に掲げるもの。 (1) 団体の構成員によって継続的に実施される団体活動 (2) 団体の構成員以外の来場者を募り、交付申請年度内の単発的に実施される環境イベント	○団体活動 補助対象経費の10分の9以内とし、50万円を上限 ○環境イベント 補助対象経費の10分の9以内とし、10万円を上と

# 松戸市の取組の方向性

## 松戸市地球温暖化対策実行計画の施策を進めていく上での、具体的取組

### 実行計画の関連施策 基本方針1-1、1-2

#### ① 再生可能エネルギーの活用促進

- 資料2のとおり、松戸市では2050年カーボンニュートラルに向けて太陽光発電の整備が課題となると想定される。太陽光発電の設置促進については、他自治体で建築物の新築時等に再生可能エネルギー設備の導入を義務付けている事例があり、松戸市でも同様の取組の検討を行ってはどうか。また、その際には、環境省の重点対策加速化事業等を活用した補助制度についても検討を行う。
- 再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、建築物省エネ法における建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度等の活用を検討してはどうか。

### 実行計画の関連施策 基本方針1-3

#### ② 市の事業等における脱炭素の率優先的取組

- 他自治体では、環境配慮契約にESCO事業や建築物に関する契約についての方針を示している事例もあるが、「松戸市グリーン購入等に係る基本方針」では、現状それらは対象としていない。松戸市でも基本方針を見直し、対象としてはどうか。
- 公共施設の省エネルギー化、再生可能エネルギー設備の導入について、環境省の重点対策加速化事業等の活用を検討する。

### 実行計画の関連施策 基本方針4-1、4-2

#### ③ 環境活動等の推進

- 他自治体では、市民や団体の地球温暖化対策に係る活動に対し補助金を交付し、支援している事例がある。松戸市においても、支援の仕組みを検討してはどうか。